

京都府社寺等文化資料保全補助金について

貴重な文化資料を後世に残すため、緊急に保全が必要でかつ保全に要する経費の負担が困難な所有者に対し、補助金を交付します。

●**補助額** いずれも事業費の2分の1以内とし、それぞれに定める限度額を上限とします。

●**事業種別・補助限度額など**

< 1. 文化資料保存施設および設備の整備事業 >

事業種別	限度額	摘要
収蔵庫の設置	150万円	価値の高い美術工芸品を保存する収蔵庫の新設
防災防犯設備の整備または保存施設の修理	100万円	既存の収蔵庫、土蔵などの修理ならびに防災・防犯設備の設置、修理など

< 2. 文化資料の補修事業 >

事業種別	限度額	摘要
美術工芸品の補修	80万円	学術・芸術上価値が高いと認められる美術工芸品の補修(仏像・神像は室町時代以前、絵画は明治時代以前のもの)
建造物の修理	200万円	価値が高いと認められる建造物(江戸時代以前)の修理で、建立当時の工法、仕様、材料などについて現状維持できるもの

< 3. 民俗文化資料の保全事業 >

事業種別	限度額	摘要
有形の民俗文化資料の保全	100万円	住民生活の推移を知る上で貴重な資料となるもの
無形の民俗文化資料の保全	30万円	地域の住民生活の中で伝承されている民俗芸能、伝統行事で価値があると認められるもの
無形の民俗文化資料の映像などの記録整備	100万円	文書、写真、映像などの記録を作成し、その芸能行事の所作や工芸技術の工程などを忠実に記録するもの

< 4. 遺跡・名勝・天然記念物の保全事業 >

事業種別	限度額	摘要
遺跡・名勝・天然記念物の保全事業	20万円	市町村が指定もしくは登録したものに限る

< 5. その他 >

事業種別	限度額	摘要
その他	20万円	上記1～4以外のもの

< 共通事項 >

●**対象外** 次の①または②に該当する場合は対象外です。

①国の指定文化財や府の指定・登録文化財(いずれも民俗文化財を除く)

②個人所有物件や既に事業の着手および完了したもの。

●**事前審査** 事前に事業計画書(添付書類として、見積書、仕様書(修理設計書)、現況写真、図面(保存施設および建造物の修理の場合に限る))の提出が必要です。

※事業計画書の提出をもって、補助金の交付が確定するものではありません。

●**様式の入手方法** 事業計画書の様式は、京都府ホームページの申請書ダウンロードサイトから入手してください。社会教育課にも備え付けています。

●**申込方法** 3月24日(金)までに、社会教育課へ事業計画書と添付書類一式を提出してください。

●**その他** 補助事業の活用をお考えの場合は、事前にお問い合わせください。

☎社会教育課 ☎(0771)68-0057